

(一財)徳島県観光協会コンベンション等支援事業助成金交付要綱

1 目的

本県の地域経済の活性化等に資するため、本県で開催される全国大会等に対する支援制度を設け、コンベンション等の誘致促進及び本県観光振興を図ることとする。

2 事業内容

支援事業の内容は、次のとおりとする。

- ①コンベンションの開催に対する助成
- ②郷土芸能等の出演、シャトルバス運行、アフターコンベンション・バスツアーに対する助成
- ③見本市又は展示会支援のための助成金

3 事業の対象

(1)コンベンションの開催に対する助成

この事業は、本県内において開催される中四国ブロック規模以上の大会・会議・研修会等で、参加者が県内の宿泊施設に延べ50泊以上宿泊する場合を対象とする。

ただし、次の場合は対象としない。

- ①宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- ②国又は地方公共団体が主催するもの又はこれに準ずるもの
- ③他の支援措置がなされているもの
- ④有料観覧のスポーツ大会

(2)見本市又は展示会支援のための助成金

この事業は、本県内において開催される県外からの一般参加が見込まれる見本市又は展示会(個展除く)で、出展者が中・四国規模以上であり、参加者・出展者及びその関係者が県内宿泊施設に延べ100泊以上宿泊する場合を対象とする。

ただし、次の場合は対象としない。

- ①宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- ②国又は地方公共団体が主催するもの又はこれに準ずるもの
- ③他の支援措置がなされているもの(コンベンションの開催に対する助成を含む)
- ④開催の主たる目的が販売であるもの

また、次の条件を全て満たす必要がある。

- ①県内で初めて開催するもの(過去3年以内に開催されていないものを含む)
- ②開催日数が連続する2日以上であるもの
- ③国、地方公共団体又は公益的法人から後援名義等の使用承諾を受けられるもの

4 助成金の額

(1)コンベンションの開催に対する助成

助成金の額は、別表1のとおりとする。

また、徳島市内で延べ宿泊者数が100泊以上ある場合は、別表2の額を加算する。

ただし、次の場合は助成額を1/2以内に減額することができる。

- ①定例行事として本県開催が定着したもの
- ②持ち回り開催で定期的に行われているもの(全国規模は除く)

(2)見本市又は展示会支援のための助成金

助成金の額は、別表3のとおりとする。

また、徳島市内で延べ宿泊者数が100泊以上ある場合は、別表4の額を加算する。

5 事業の手続き

この支援事業の適用を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、原則として開催1ヵ月前までに別に定める申請書を徳島県観光協会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

6 支援事業の決定及び報告

理事長は、申請の内容等を審査し、適当と認める場合は、支援事業を決定し、その結果を申請者に対し通知するものとする。

申請者は、事業が終了したときは、別に定める実績報告書を、事業終了後速やかに理事長に提出しなければならない。

なお、申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書を提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

7 助成金支出の時期

実績報告書の提出を受けた後、その内容を審査し適当と認められた場合、速やかに助成金を交付するものとする。

8 要綱の適用

平成20年4月1日から施行する。

平成25年11月1日から施行する。

平成27年4月1日から施行する。

平成30年4月1日から施行する。

令和2年4月1日から施行する。

令和3年4月1日から施行する。

別表1

対象	種類	中・四国規模以上の大会・会議及び国際会議 (国際MICE加算は参加国が日本を含む3カ国以上)			
	規模	延べ50泊以上(県内全域の宿泊施設)			
	範囲	開催場所は、徳島県内			
助成金額	延べ宿泊者数	全国大会	その他コンベンション		
	50泊～99泊	50,000円	50,000円		
	100泊～299泊	200,000円	150,000円		
	300泊～499泊	350,000円	250,000円		
	500泊～999泊	500,000円	350,000円		
	1000泊～1999泊	600,000円	400,000円		
	2000泊～2999泊	750,000円	500,000円		
	3000泊以上	1,200,000円	800,000円		
国際MICE加算として国際会議には、全国大会の金額に外国人参加者1人当たり5,000円を加算する。(加算限度額100万円)					
施設使用に要する経費	延宿泊数が1,000泊以上の大会等の内、県立施設については、会場施設の使用料(準備等のために利用する場合の使用料は除く。)を上記助成額とは別に助成できるものとする。ただし、附属設備の使用料は除く。				
その他補助額	延べ宿泊者数	郷土芸能	シャトルバス運行	全国大会シャトルバス運行加算、又はアフターバスツアー	(限度額)
	50泊～99泊	-	35,000円	35,000円	(7万円)
	100泊～299泊	-	70,000円	35,000円	(10.5万円)
	300泊～499泊	70,000円	140,000円	70,000円	(28万円)
	500泊～999泊	70,000円	180,000円	70,000円	(32万円)
	1000泊～1999泊	70,000円	210,000円	70,000円	(35万円)
	2000泊以上	70,000円	280,000円	140,000円	(49万円)
徳島おもてなしタクシー利用に要する経費	運行の途中に県内観光施設を利用する場合には、限度額の範囲内で料金の一部を助成(3万円)できるものとする。ただし、1台あたりの補助率は2分の1以内とする。				

別表2

対象	種類	中・四国規模以上の大会・会議及び国際会議 (国際MICE加算は参加国が日本を含む3カ国以上)			
	規模	延べ100泊以上(徳島市内の宿泊施設)			
	範囲	開催場所は、徳島県内			
助成金額	延べ宿泊者数	全国大会	その他コンベンション		
	100泊～299泊	150,000円	100,000円		
	300泊～499泊	300,000円	200,000円		
	500泊～999泊	450,000円	300,000円		
	1000泊～1999泊	600,000円	400,000円		
	2000泊～2999泊	750,000円	500,000円		
	3000泊以上	1,200,000円	800,000円		
国際MICE加算として国際会議には、全国大会の金額に外国人参加者1人当たり5,000円を加算する。(加算限度額100万円)					
その他補助額	延べ宿泊者数	郷土芸能	シャトルバス運行	全国大会シャトルバス運行加算、又はアフターバスツアー	(限度額)
	300泊～499泊	70,000円	140,000円	70,000円	(28万円)
	500泊～999泊	70,000円	180,000円	70,000円	(32万円)
	1000泊～1999泊	70,000円	210,000円	70,000円	(35万円)
	2000泊以上	70,000円	280,000円	140,000円	(49万円)

(注) 当該年度の予算等により助成内容を変更することがある。

別表3

対象	種類	出展者が中・四国規模以上の見本市又は展示会 (国際MICE加算は参加国が日本を含む3カ国以上)	
	規模	延べ100泊以上(県内全域の宿泊施設)	
	範囲	開催場所は、徳島県内	
助成金額	延べ宿泊者数	中・四国規模以上	
	100泊～299泊	100,000円	
	300泊～499泊	200,000円	
	500泊以上	300,000円	
国際MICE加算として、外国人1人当たり5,000円を加算する。(加算限度額15万円)			

別表4

対象	種類	出展者が中・四国規模以上の見本市又は展示会 (国際MICE加算は参加国が日本を含む3カ国以上)	
	規模	延べ100泊以上(徳島市内の宿泊施設)	
	範囲	開催場所は、徳島県内	
助成金額	延べ宿泊者数	中・四国規模以上	
	100泊～299泊	100,000円	
	300泊～499泊	200,000円	
	500泊以上	300,000円	
国際MICE加算として、外国人1人当たり5,000円を加算する。(加算限度額15万円)			

(注) 当該年度の予算等により助成内容を変更することがある。